⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年６月26日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、上記４⑴においても当該決定に係る申請を受け付ける。

⑾　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑿　入札参加者は、「情報保全に係る施工体制に関する誓約事項」を承諾の上、入札書を提出しなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: ENDO Kimihiko, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the contract: Quay works of construction at sinmojioki area in Kitakyusyu Port

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 11 June 2021

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00　30 July 2021 (tenders brought with 11:00　30 july 2021 or submitted by mail: 11:00　30 july 2021)

⑹　Contact point for tender documentation: KIYOYAMA Nami, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年５月14日

四国旅客鉄道株式会社

契約責任者　代表取締役社長　西牧　世博

◎調達機関番号　105　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　ＪＲ四国高松駅ビル（仮称）新築他工事（以下「本工事」という。）

⑶　工事場所　香川県高松市浜ノ町８―１、８―３、８―４、７

⑷　工事概要

商業棟新築　鉄骨造（耐火建築物）、地上４階、延べ面積約9,020㎡

駐車場棟新築　鉄骨造（耐火建築物）、地上４階地下１階、延べ面積約5,450㎡

詳細は要求水準書による。

⑸　工期　詳細設計付工事請負基本契約締結の翌日から2023年８月31日まで

⑹　本工事は、詳細設計及び施工を行う詳細設計付工事である。

⑺　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　本工事は、四国旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客鉄道事業に供する営業線及び列車運行の安全確保はもとより、工事期間中は近隣住民や一般歩行者及び駅利用者の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止及び適切な案内）に十分配慮し、また、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書及び要求水準書の内容を遵守して施工すること。

⑼　現場周辺の建物、周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し施工すること。また、現場着手前に説明会を行うこととし、その費用は本工事費に含む。

⑽　本工事に関わる建築確認申請以外の着工準備から引渡しまでに必要となる申請手続及び建物完成のために必要な検討図、打合せ書類作成等については請負者が実施することとし、その費用は本工事費に含む。

⑾　引渡しまでの仮設公共料金（電気、上下水、ガス、電話等）は本工事費に含む。

⑿　本工事における別途発注業者（店舗内装工事等）との工程調整、工事範囲の確認、納まりの確認等の協力を行い、施工にあたっての仮設電力、給排水、荷揚設備、ゴミ処分費用が軽微な場合は無償にて協力すること。なお、賦金等の扱いについては契約責任者との協議による。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⒁　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、要求水準書及び手続に変更が生じることがある。

2　競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす単独の企業（以下「単体」という。）、又はすべてを満たす企業により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることを競争参加資格として設定する。

⑴　成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人でないこと。

⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の総合評定値が次のとおりであること。

①　単体又は共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）については、建築一式の総合評定値が1,700点以上であること。

②　共同企業体の代表構成員以外の構成員については、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。ただし、共同企業体を乙型で構成し、詳細設計業務を担当する構成員は除く。

⑹　単体又は共同企業体の構成員が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑺　本件入札に係る複数の共同企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る共同企業体の構成員）となっていないこと。

⑻　本工事に係る入札業務の補助者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（入札説明書参照）

⑼　単体又は共同企業体の構成員が競争参加資格認定期間中に、当社から指名停止等の措置を受けていないこと。なお、入札期間中に指名停止等の措置を受けた場合は、別途協議する。また、当社との設計等、工事請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっている者でないこと。

⑽　申請書等に虚偽の事実を記載した者であると認められる者でないこと。